

## 高校生インターンシップ実施に係る留意事項

函館市高校生インターンシップ事業に参加する事業所（以下「事業所」という。）、市内ならびに渡島・檜山管内の高等学校（以下「高校」という。）および函館市は、次の事項に十分に留意したうえ事業を実施するものとする。

### 1 相互協力

事業所、高校および函館市は、インターンシップの目的を達成するため、安全に留意し、信義誠実の原則に基づく相互協力のもと事業を実施するものとする。

### 2 実習先等に関する通知

実習を行う事業所、実習の期間および実習を行う生徒（以下「実習生」という。）については、函館市から事業所および高校に対し別途通知するものとする。

### 3 事業所の義務等

- (1) 事業所は、実習の実施に当たり、事業の目的に沿って実習生に就業体験の機会を提供するものとする。
- (2) 事業所は、実習生の指導担当者を選任し、実習生の指導、監督および助言に当たらせるものとする。
- (3) 事業所は、実習生に対し報酬等（日当、交通費、食費等）を支給してはならない。

### 4 高校の義務

高校は、実習生の実習中における偶発的な事故を担保するため、賠償責任保険および傷害保険に加入させるものとする。

### 5 実習の中止

事業所は、実習生が正当な理由なく無断で実習を欠席した場合または誓約書記載の義務を全うしなかった場合には、直ちに実習を中止することができる。その場合は、速やかに函館市に報告し、函館市は、高校に情報提供を行うものとする。

### 6 損害賠償

実習生が実習期間中に事業所に対して過失により損害を与えた場合は、高校において実習生が加入する賠償責任保険等で対応するものとする。

### 7 その他

本留意事項に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度事業所、高校、函館市で協議のうえ決定するものとする。